



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】「2024年問題」の労務管理対応①

2024年4月より一部猶予されていた業界にも時間外労働（残業）の上限規制が適用されます。建設業や運輸業、医療業界でも「2024年問題」への取り組みが本格化します。

改正施行日に向けて連載で業界別に内容を取り上げていきます。初回の今月は建設業です。

### 第1回 建設業の時間外労働の上限規制

項目	2024年3月まで	2024年4月以降
36協定の届出	必要	必要
法令上の残業制限	制限なし	1か月45時間以内、1年360時間以内
例外的に残業を超える制限（特別条項）	制限なし	① 月45時間を超える残業は年6回まで ② 年間の残業時間は720時間以内 ③ 休日労働と合わせても1か月100時間未満、2～6か月間で平均して80時間以内

#### 【上限規制のイメージ】



#### ！ ここがポイント

##### ● 災害時の復旧・復興の特例

2024年4月以降、建設現場にも残業の上限規制が適用されることとなりますが、災害時の復旧及び復興の事業（工事）については特例が設けられています。

上の表の「例外的に残業を超える制限（特別条項）」の③が適用されません。①と②は災害時の復旧・復興工事でも適用されます。

災害時の復旧・復興工事とは、主たる事業が土木建築工事現場やそこで従事する警備業務などが該当します。

#### 労務Room Q & A

### Q

建設業が4月に向けて必要な手続きなどがありますか？

### A

4月以降、建設業でも残業の上限規制が適用されるため、改正内容に適合した36協定の届出が必要になります。現行の協定の有効期間が施行日をまたいでいる場合には、協定の初日から1年を経過した日より上限規制が適用されます。

改正により36協定届の様式も新しくなっているため確認しておきましょう。

# 【知るも知らぬも】 今月のトピックス

## 災害その他避けることのできない事由

前面のとおり、4月以降でも災害の復旧や復興に関する建設業務については、引き続き上限規制の枠が一部適用されない取扱いとなります。

災害時の復旧・復興に関する改正規定は、労働基準法の第139条に記載されていますが、同法には従来より緊急時の残業時間に関する規定が存在します（第33条）。

そこには「災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合には、使用者は、法定の労働時間を超えて、または法定の休日に労働させることができ」とあります。

2つの規定のすみわけが分かりにくいのですが、そもそも従業員に残業を命じるには36協定の届出が必要です。そのうえで139条に該当する場合には上限規制が外されます。ただし年間の残業時間（720時間）や特別条項の回数（年6回まで）の上限は適用されるため、これを超える災害時の復旧・復興工事については33条の運用を検討することになります。もっとも33条を利用するには労働基準監督署の許可が必要となり、本来は一時的な業務対応を想定したものです。

なお33条にいう「災害その他避けることのできない事由」は、天災だけでなく業務運営上通常予見できない感染症等の急病への人命救助や公益保護（大規模なシステム復旧作業等）を理由とする場合も含むとされています。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

### 赤鯮：あかむつ

「白身のトロ」といわれるほど脂が多いのは、海底で静かに漂う生態のためといえます。

黒い喉が捕食の際の迷彩となることから、「ノドグロ」の愛称で有名になりました。

島根県浜田市がブランド化した頃から口コミで広がり、同県出身のテニスプレーヤー・錦織圭選手が記者会見で「ノドグロが食べたい」と発言して全国区になったとか。

冬の高級魚の代名詞となって以来、実食は一度しかありません。というわけで整いました。

「アカムツ」とかけて「事務所の決算次第」と解きます。その心は「黒字なら喉

に入り、赤字なら食べるのはムツ（難）かしい」でしょう。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



旧堀田邸（千葉県佐倉市）

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office  
みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL：03-3370-3733

FAX：03-6300-4740

URL：https://www.mikura-sr.com

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所